

令和 7 年度岐阜県再犯防止推進協議会 議事概要

日 時	令和 8 年 2 月 2 4 日 (火) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 5
場 所	岐阜県水産会館 大会議室
出席委員 (14 名)	足立委員、石岡委員、井上委員(代理出席)、◎大野委員、菊池委員、佐藤(琢)委員(代理出席)、佐藤(広)委員、澤木委員(代理出席)、柴田委員、清水委員、高原委員(代理出席)、遠山委員、町田委員(代理出席)、森委員
欠席委員 (1 名)	間淵委員
事務局	関谷健康福祉部次長 (福祉担当) 地域福祉課 梅村課長、井奈波係長、新城主事
オブザーバー	保健医療課、薬務水道課

◎…委員長

議題：第 2 期岐阜県再犯防止推進計画の進捗状況について

事務局	(資料に基づき、令和 7 年度の取組状況について説明)
委 員	組織全体として、再犯防止に最も重点をおいて取り組んでいるが、対象者へ直接支援を行うことはないため、関係機関が支援を行う際に、できる限り情報提供することが職責であると考えている。
委 員	関係機関が円滑に支援業務を行うことができるよう調整する役割を担っているところであるが、対象者の話をよく聞き、必要な人が必要な支援に繋がり、再犯に至ることが無いようにしていく必要がある。
委 員	就労していないと再犯に繋がる可能性が高くなるため、出口支援をしっかりと行っているところ。職員が刑務所へ出向いて出張相談を行ったり、高校生を対象とした職業講話の中で、闇バイトに関する講義も行ってもらっている。引き続き、関係機関と連携して、再犯防止施策を推進していく。
委 員	拘禁刑が昨年 6 月に導入され、特性に応じた処遇を順次開始しているところ。また、職業訓練にも力を入れており、美容師や介護福祉士の養成などの職業訓練を通じて再犯防止に繋げていきたいと考えている。
委 員	被収容者の処遇について定めた「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(刑事施設収用法)」では、個々の特性に応じて処遇を行うことと定めており、拘禁刑の導入に伴って劇的に処遇の転換が行われているわけではないが、拘禁刑の理念に従って、被収容者も職員も少しずつ考え方を変えてきており、今がちょうど過渡期となっている。長期刑の被収容者に合わせた、当所独自の取組等も実施しているが、無期刑に処されているなど、社会復帰の見通しが立たない被収容者の処遇方法は難しいと感じている。

委員	<p>コロナ禍では薬物とアルコール依存は一時期減少していたが、ネットやゲーム依存が急増した。治療にあたっては、まずは体の治療を行ってから依存症の回復プログラムに移行するという手法を取っている。回復プログラムは、365日毎日実施する必要があるが、雑になると回復できないため、丁寧に実施していくことが重要である。</p>
委員	<p>ギャンブルに関しては、人数は横ばいだが、以前と比べて借金の額が大きい方が増えてきているため、被害額が大きくなる前に早期発見・早期治療が重要であると感じている。</p>
委員	<p>若者にオーバードーズが広がっており、若い世代の入所が増えている。相談に関しても、若い世代に関する内容が増えており、本人からの相談もあるが、その家族や行政などの支援機関からの相談も多い。行政を通した方が支援に繋がりやすい印象がある。依存症になっているかどうかは、本人が置かれている現状や問題の背景等についてしっかりと聞き取りを行ったうえで、医師による診断が必要だが、本人が真実を語るとは限らないため、判定も難しいのではないかと感じている。</p> <p>また、大麻や薬物に関しては、依存症になってしまうと、止めるための動機づけが非常に難しい。</p>
委員	<p>処方箋薬、市販薬のオーバードーズを非常に軽く考えている傾向があり、違法ではないから問題ないのではないかという考え方の延長で、大麻やエトミデートくらい良いのではないかという感覚が広がっているように感じる。</p> <p>また、大麻が覚せい剤のゲートウェイというような言われ方をすることがあるが、大麻使用者は増えているが覚せい剤使用者は増えていない状況である、ゲートウェイという表現で脅すような教育ではなく、今後は、大麻は大麻の危険性についてしっかりと教育していくことが薬物乱用の抑制には必要なのではないか。</p>
委員	<p>少年犯罪が増加しており、令和7年末における少年の保護観察者数の割合は、全体の6割程度を占めており、少年人口は減少している中で、かなり増加している印象がある。</p>
委員	<p>ストーカー加害に関する相談は非常に多い。被害者対策だけでは解決しないため、加害者に対する対策に力を入れているところ。具体的には、禁止命令に病院の受診や、警察官への定期的な連絡などを明記している。</p>
委員	<p>暴力団に関しては、表面的にはおとなしい状態が続いているが、実際には、自分たちが逮捕されるリスクがあることをトクリュウなどにアウトソーシングするなど、時代の変化とともに手段を変えながら勢力の増強を図っており、世の中の脅威である点は今も変わっていない。</p>
委員	<p>暴力団の人数自体は減少しているが、それは表面的に見える部分が減っているだけで、陰に隠れている部分は未だに多々ある。暴力団からの離脱支援を充実させつつあるところであり、更生を考えている対象者に対しては、就労支援等に繋がるよう、今後も各種施策を実施していく。</p>

委員	<p>再犯防止は、非常にデリケートな問題であるため、市町村単位で実施できることが限られていると感じている。行政としては、問題を抱えている方を拾い上げ、相談を受けることで各関係機関に繋ぐことができるため、相談窓口を設置することが非常に重要であると感じた。</p>
委員	<p>支援したいという志を持った人はいるため、支援を必要としている人がいることを知ってもらうことが重要。関係機関が連携して広めることによって、再犯防止に資するのではないか。</p> <p>県においては、再犯防止推進計画が未策定の市町村に対して、県の第2期計画の期間中に、全ての市町村で策定されるよう働きかけを行ってほしい。</p> <p>また、再犯防止に特化した表彰制度を創設し、再犯防止の活動が広がると、より受け皿が増えるので、ご検討いただきたい。</p>
事務局	<p>本日の意見を踏まえ、今後の取組を進めていく。</p> <p>(閉会)</p>